

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との審査等の進め方に関する面談

2. 日 時：令和3年11月16日（火）10：00～10：40

3. 場 所：原子力規制庁10階南会議室（テレビ会議）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

志間安全規制管理官（研究炉等審査担当）、来住管理官補佐、小多係長、藤岡係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 奥田部長 他3名

原子力科学研究部門 原子力科学研究所 3名

5. 要 旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から、資料に基づき、SPring-8のRI実験棟における核燃料物質使用許可申請について説明があった。

これに対し、規制庁からは主に以下の点を指摘した。

- ・新規の許可申請となるため、審査の過程で確認すべき点が多岐にわたり、時間を要することが想定される。許可希望時期が決まっているのであれば、早めに担当班に相談すること。
- ・機構内の各拠点で1F燃料デブリ等の分析に係る核燃料物質使用許可に係る申請が出ているが、各拠点が担う役割を含めた機構全体の対応体制を説明してほしい。

これに対し、機構からは了解した旨回答があった。

また、規制庁から、以下の点を指摘した。

- ・来年4月に予定されている本部組織変更に伴い、保安規定の変更認可申請が計画されているが、新組織における責任者が、施設の安全管理の観点から担う役割及び所掌範囲を明確にすること。
- ・現在審査中の原子力科学研究所の核燃料物質使用変更許可申請において、汚染のない廃棄物も放射性廃棄物として扱うこととしているが、他の機構の拠点とは扱いが異なる。その理由について説明すること。

これに対し、機構からは了解した旨回答があった。

6. 配付資料

資料 Spring-8のRI実験棟における核燃料物質使用許可申請について

以上